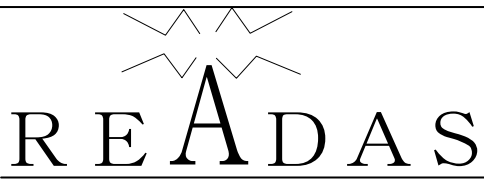


第 5325 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年10月8日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法人の実効税率が改正に

**Q**：法人の実効税率が改正になったそうですが、どのようになったのですか？

**A**：平成27年4月1日以後開始事業年度からの法人の実効税率が引下げになっています。

### 【解説】

平成27年4月1日以後開始事業年度から、法人税率が25.5%から23.9%（年800万円超の部分）に引き下げられたことから、法人の実効税率も次のように35.64%から33.1%に引下げになりました。

各自治体によって、法人住民税や事業税の税率が違いますので、若干違いますが、概ね、次のような税率になっています。

- ・ 法人税の税率  
23.9%
- ・ 地方法人税の税率  
1.0516%（法人税の税率×4.4%）
- ・ 法人住民税の税率  
3.8957%（法人税の税率×16.3%）
- ・ 事業税の税率  
3.46%
- ・ 地方法人特別税  
2.8985%

法人の実効税率は、これらから計算しますと33.1%となります。

法人の実効税率とは、表面税率ではなく、法人の損金となる事業税を考慮した実際の税負担率のことをいいます。

